

指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方（案）

1. ガイドラインに沿った運営（仕様書）

ガイドラインに沿った運営をすること。なお、ガイドラインは最低基準であり、自主事業の実施など指定管理者の努力をもって、一層の改善を図るように努めること。

2. 児童クラブ使用料（仕様書）

公営と同額とする。ただし、事業者の自主事業実施により別途費用が発生する場合は、その分増額となる。

3. 事故の際の対応（仕様書）

当該児童の所属している児童クラブ職員が窓口となり対応する。通常事故等があった場合は、保険による補償を行っており、同様の扱いとする。

4. 第1野火止児童クラブとの連携（仕様書）

公・民同様の保育を実施するにあたり、第1野火止児童クラブの職員と情報交換を行うとともに、月に1回以上連絡会を行うこと。

5. 自主事業の実施（仕様書）

- ①時間延長の対応など、事業者の自主事業の実施を求める。
- ②事業者が自主事業を実施する際には、事前に市と協議する。なお、協議内容については、保護者に伝えることとする。

6. 職員の任用等（仕様書）

- ①既存の児童クラブに勤務している職員のうち、希望する者については指定管理先において任用することに努めること。
- ②常勤職員を2名配置すること。
常勤職員の勤務時間は週3.5時間以上とし、配置される常勤職員のうち、1名は3年以上の勤続経験とする。なお、第2野火止児童クラブの責任者になるものについては、3年以上の勤続経験を有するほか、児童クラブや保育園等において管理・監督職などの経験を有していることが望ましい。
また、緊急対応等を鑑み、常勤職員のうち1名は市内・近隣市に居住していることが望ましい。
- ③常勤職員は、放課後児童支援員認定資格を有する者が望ましく、未取得であれば、取得させること。

7. 市が行う会議等への参加（仕様書）

市が行う児童クラブ職員向けの会議、研修等へ参加すること。

8. 小学校臨時休校時の対応（仕様書）

台風などで学校が臨時休校となった場合は、公営と同様の対応とする。

9. 指定期間開始前の事業者への引き継ぎ（仕様書）

①平成30年2月、3月の2ヶ月間とする。

②引き継ぎ保育の際は、平成30年4月以降に配置される職員の参加とする。

③第1野火止児童クラブに在籍している児童のうち、第2野火止児童クラブへ転籍する児童のことも考慮し、引き継ぎ保育の際は第2の保育のみではなく、第1の保育にも参加すること。

10. 指定期間終了後の引き継ぎ（仕様書）

新たな事業者が円滑に事業を行えるよう、引き継ぎを行うこと。引き継ぎ結果については、報告書を提出すること。

11. 事業者に対する市の監督責任（仕様書）

市は事業者に対し必要と考える報告を求めるとともに、必要な指示をする。

12. 運営会議（仕様書）

①委託内容の確実な履行を担保するため、保護者・事業者・市の3者による運営会議を設置する。

②公営から民営になることにより、その影響を最小限にするため、指定管理開始直後は1～2ヶ月に1回行うものとする。運営が安定してくれば、事業者や市、保護者からの求めがある場合に開催する。

13. 情報公開（仕様書）

①指定管理業務に関して作成または取得した情報について、市に対して公開請求がなされた場合は、東村山市情報公開条例に基づき対応すること。

②指定管理業務に関する情報公開規程等を作成すること。

14. 文書の保存・引継

①児童クラブ運営にあたり作成または取得した文書については、保存期間等を定め、管理すること。

②指定期間が満了し、又は指定が取り消された場合は、作成または取得した文書のうち、市が指定するものについて、市または次の事業者を引き継ぐこととする。

15. 防災・防犯体制（仕様書）

災害発生や事件発生を想定し、定期的な施設の安全確認や避難訓練等を実施すること（第1・第2野火止児童クラブが連携した訓練を含む）。

16. 契約の解除（仕様書）

地方自治法第244条の2第11項にあるとおり、指定の取り消しや業務の停止等について記載する。

17. 指定管理について（募集要項・仕様書）

- ①平成30年4月1日より指定管理者制度の導入を行う。
- ②指定期間は5年間とする。
- ③「指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づき、学識経験者3名（外部委員）からなる「指定管理者管理運営評価協議会」などによりモニタリングを行う。また、これに伴い、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケート結果については公表とする。

18. 指定管理先（募集要項）

- ①健全な事業者を選定するため、事業者選定の際に、必要な書類を提出すること。
- ②市内又は他市において、児童クラブ、保育園、幼稚園等の運営実績のある事業者を選定する。

19. 事業者の選定方法（その他）

- ①事業者の選定は、入札額のみで選定するのではなく、プロポーザル方式により、企画・提案内容を踏まえ選定する。
- ②事業者の選定には、学保連、野火止保護者、市、財務に関する見識を有するものを委員とする。なお、野火止保護者については2名の参加とする。

20. 児童クラブの選択（その他）

平成30年4月の第2野火止児童クラブの民営化時には、継続申請の際に第1野火止児童クラブ（公営）か、第2野火止児童クラブ（民営）かの希望調査を保護者に取り、出来る限り希望を反映するものとする。